

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-12 (260)	関係市との連携の継続的推進について	都はこれまで、良好な水環境の創出、公共用水域の水質改善を目的に、合流式下水道の改善対策として、①汚漏負荷量の削減、②公共交通衛生上の安全確保、③きょう雜物の削減の3項目について、合流処理区（野川、北多摩一号、北多摩二号処理区）の関係市と連携して取り組んできた。 都が実施する合流改善施設の整備は、平成25年度の野川下流部雨水貯留施設の整備をもって完了しているが、関係市においては、現在も、雨水貯留施設の整備や下水道の雨水の流入を抑制する雨水貯留浸透事業に取り組んでいるところである。 関係市が実施する雨水貯留浸透事業などは、合流式下水道の改善対策としての効果のほか、浸水対策としての効果も期待できることから、都は引き続き、関係市への技術支援を行うなど、関係市との連携を継続的に推進されたい。	都関係局及び区市町村で構成し、都の総合的な治水対策を推進するために関連事業の推進等を行う「東京都総合治水対策協議会」において、市町村による貯留浸透施設対策の進捗状況を整理するとともに、市町村の雨水貯留浸透事業の促進に向け、各局役割分担の下、下水道局では、令和4年度に作成した浸水対策に関するパンフレットを市町村に配布し、雨水貯留浸透事業等のPRに活用していただいた。 また、市が実施する雨水貯留浸透施設の設置・助成事業を促進するため、国の補助制度の活用に必要な手続等について市へ情報提供し、雨水貯留浸透事業の促進を図っている。	改善済
意見	3-13 (265)	水質改善と省エネルギーを両立した技術の導入について	下水処理水の水質改善と電力等エネルギー消費量の増加は、トレードオフの関係にある。水質の改善が一定程度進んできた状況においては、エネルギー消費量の精緻な管理が必要になると予想される。 日々の状況に応じて効果のほか、浸水対策としての効果も期待できることから、都は引き続き、関係市への技術支援を行うなど、関係市との連携を継続的に推進されたい。	南多摩水再生センターの水処理設備再構築工事において、「デジタル技術を活用した送風量制御技術」の導入に向け、令和4年度に設計に着手するとともに、令和8年度の完了に向け、本部内で合意形成を図った。	改善済
意見	3-14 (271)	処理工程全体のエネルギーコストを最適化する取組の推進について	近年の維持管理費は、電力や燃料の単価上昇という外的要因もあり、高水準で推移しているため、一層の維持管理の効率化が要請される。 維持管理の効率化の取組の一つである、清瀬水再生センターにおける下水の処理工程全体のエネルギーコストを最適化する取組は、水処理から汚泥焼却に至る下水処理工程全体でのエネルギー使用量の底減を図ろうとするものであり、平成30年度から実施されている。実施前と比較すると、トータルでのエネルギーコストを削減できる可能性が示されており、効果の検証が終了次第、実施可能な他の水再生センターへの導入を行う予定である。流入下水の水質や水量の変動などに処理水質が影響されやすいマイナス面も明らかになってはいるが、既存設備の条件が合えば、追加の支出なしに対応できる運転管理方法の工夫であり、維持管理の効率化のためにも、他の水再生センターへの水平展開に必要な検証を早期に実施された。	清瀬水再生センターにおける下水の処理工程全体のエネルギーコストを最適化する取組について、他の水再生センターへの水平展開に必要な検討、検証を行うために、プロジェクトチームを立ち上げ、検討会を3回開催した。 清瀬水再生センターにおける令和3年度の取組から得られたデータを解析し、試行機場選定に関する提案を行ったが、現状の設備等では運転条件に適合する機場はなく、この取組には水質悪化等のリスクがあるため、他の機場での実施を見送ることとした。 今後も、省エネルギー型汚泥焼却炉の優先選択や、処理水質とエネルギー使用量の二つの指標を用いた運転管理等を継続し、エネルギーコスト削減に努めていく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-15 (272)	維持管理データベースの充実について	水再生センターの日常点検、定期点検や補修工事等を実施した結果については、次の点検や補修工事等に活用することを目的として、設備データベースを用いて、設備の種類単位で各年度の工事の履歴と点検結果を蓄積している。 現状の当該データベースは、受託者からの点検結果等の報告を基に、表計算ソフトによる点検結果等の報告を基に、維持管理や土木等関係者が蓄積された維持管理情報等を効率的に活用して、適時に更新していくフィードバックすることで想定すれば、データベースやシステムの機能に改善する余地がある。まずは、当面の課題を認識している。維持管理の履歴データの蓄積を着実に進めて、その活用方法や更なるデータの充実についても検討されたい。	維持管理の履歴データの設備データベースへの蓄積を着実に進めるとともに、新たなデータの追加・活用方法について、本部内で検討を行い、令和5年2月28日に、「下水道設備保全管理データベース取扱要領」を改定した。 令和5年3月に、上記要領を基に、汚水ポンプ等の回転機器の運転時間のデータを追加し、工事時期の判断に活用していくこととした。今後も適宜、データを追加していく。	改善済
意見	3-16 (275)	新しい資源化メニューの拡大について	汚泥焼却灰については、既に100%を資源化されている。今後も安定的に資源化を継続するためには、現状の資源化メニューにおける新たな先駆の開拓とともに、資源化の新たなメニューを増やすことも必要である。 流域下水道本部においては、清瀬水再生センターの汚泥干化処理システムの完成後に、副次的の取組としてりんの資源化を開始する予定であるものの、現状では、りん資源を受け入れるりん酸を製造している国内の事業者が少ないので、資源化の実現には制約があるとしている。その一方で、この取組が実現した場合には、汚泥焼却灰の処分を一部代替できるものとしており、輸入に依存するりん資源のリサイクルの手段として期待される点を考慮すれば、有効な資源化メニューとして検討を継続する意義は、依然としてあると考えられる。このような新たな資源化メニューの導入には、実現への制約があるものも予想されるが、海外の需給動向などをとらえ、中期的な視点で検討を継続されたい。	清瀬水再生センターの汚泥処理施設の再構築に合わせて導入する分離処理システムは令和5年度に完成予定であり、汚泥焼却灰は令和6年度以降も10%資源化を維持する予定である。 りん資源化の取組としては、令和5年2月に、当局が民間企業と共に提案した肥料化技術（新たにリン回収システムによる下水道の資源化に関する実証研究（実験機器認定）－下水汚泥焼却灰の低成本肥料化技術（P3調査））が、国土交通省の下水道革新技術実証事業（B-DASHプロジェクト）に採択されており、前者は令和6年1月からの実証開始に向けて実証プラントを建設し、後者は分析調査を行っている。 さらに、汚泥焼却灰等のりん資源の流通経路の確保に向けて、国土交通省による大規模案件形成支援事業に応じ、令和5年4月に採択された。この支援を受けて、農林水産省や都府県の関係局などと連携して、成分分析や肥料需要の調査などを進めている。 また、令和5年9月には、農林水産省の主催する「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラム」に出席し、肥料業界に関する情報収集と、下水汚泥のりん資源に関する情報提供などを行い、りん資源化に向けた課題解決を図っている。	改善済
意見	3-17 (279)	情報交換会のより適切な開催時期について	中川水再生センターの施設見学の開催日は、令和2年1月30日と年度末に近い。繁忙期であるこの時期でなければ開催できない情報交換会であるとは考えにくい。 結果として参加率が、43.3%と低くなってしまったものと考えられる。今後は、より参加しやすい情報交換会の開催時期を検討されたい。	工法講習会や施設見学会などに、より多くの市町村が参加できるよう、市町村業務の繁忙期を避け、負担の少ない時期に開催するため、市町村の業務集中時期や議会日程などを把握するためのアンケート調査を、令和4年2月に実施した。 その結果を踏まえ、工法講習会については、開催地の施設管理者との調整が可能、かつ、市町村の繁忙期を避ける時期となる令和4年1月2日に開催し、令和5年度以降も同様に開催していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-18 (279)	情報交換会のオンライン開催の更なる推進について	情報交換会は、令和2年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催回数が減少している。集合形式の情報交換会は困難な状況にあると思われるため、開催回数の減少はやむを得ないが、都はオンライン会議を開催しており、出席率の平均が98.4%と、従来の集合形式の情報交換会の平均87.9%より10.5ポイント高い。工法研修など、現物を実際に確認・体験しなければ十分な効果が上がらないものがあるものの、今後は一層オンライン会議を活用し、さらには効果を上げられるよう検討されたい。	令和3年9月以降、オンライン方式によるスムーズな会議の実施に向け、通信環境の改善を図った。新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、参加する市町村の負担軽減の観点から、下水道情報交換会のより効率的な実施のため、オンライン・集合併用型での開催を継続し、市町村が参加方法を選択できるようにしている。 令和4年度、令和5年度とも、計5回をオンライン・集合併用型で開催しており、引き続き、本取組を実施していく。	改善済
意見	3-19 (282)	単独処理区編入について	三鷹市単独処理区の編入について、都の報告や経営計画の5年間の主な取組を比較しても、「2016」では「関係機関との調整」であったものが、「2021」では「編入に向けた関係機関との調整を実施」とされている。若干、文言が変化しているものの、あまり進んでいないように見受けられる。 流統計画(平成21年)で定められた野川再生センター(仮称)の施設計画などの検討や単独処理区編入に向けて、都は一層の調整を進められたい。	三鷹市単独処理区の編入は、東京都の流域別下水道整備総合計画に定められている。 編入については、都市計画法や下水道法などに基づき関係市の同意を得るなど、定められた手続を経て進める必要がある。このため、関係市との課題整理が必要であることから、編入に関する課題や施設計画等について、意見交換を行っている。	改善済
意見	3-20 (288)	入札辞退について	当初、複数の入札参加者があっても、辞退により結果として1者のみで応札されるといったことは、十分な価格競争を経た落札であるかについて疑義を持たれかねない。また、辞退理由として価格面や業務面での対応困難も挙げられていることから、発注時の予定価格や仕様が、業者の実情ともよりそぐわず、入札の辞退に至りやすいことがあったことも考えられる。 したがって、入札辞退が多い契約については、たとえ落札されたとしても、入札参加者が十分に確保されなかつた案件として、発注のタイミングや業者の業務対応への配慮等について、今後の発注に資する検証を行われたい。	令和4年3月に、新たに令和8年度までの指標を設定し、「施工時期等の平準化」の取組を推進し、事業者が入札に参加しやすい環境を構築した。 取組については、現場の稼働状況に着目し、年間を通じた工事量の繫列の差ができるだけ小さくなるよう、工期12か月未満の債務負担行為等の実施を行い、設計等委託については、履行期限が第4四半期に集中している状況を踏まえ、「1月から3月に履行期限を迎える件数の割合」を低減する取組(工期12か月未満の債務負担行為等の実施)を行っている。 引き続き、下水道局品質・コスト委員会において、平準化データを基に、発注のタイミングや業者の業務対応への配慮について検証を行っていく。	改善済
意見	3-21 (292)	計画的な発注の検討について	年間を通じて、結果的に1業者が複数件の契約を締結している件については、水再生センターからの依頼に基づいて、その都度発注及び契約しているといった実態があるにしても、外形的には、地方公営企業法施行令の規定にある、予定価格が100万円超となる状況を避けるため、99万円の契約を4本締結したとの誤解を受ける可能性がある。 したがって、上記のような業務について、同時に類似する事業があるかどうか各水再生センターに余裕をもって確認の上、まとめて発注することを検討するとともに、結果的に、誤解する可能性がある契約を行った場合には、依頼の都度、契約していることを明確にするため、各センターからの当初の依頼時期と発注時期との関係を記録されたい。	前年度に各水再生センターと情報共有し、計画的に発注を実施しているが、当初計画になく、突然に発注せざるを得ない調査委託等の案件については、発注の都度、水再生センターに調査を行い、類似案件がないか把握しまして発注することとし、令和3年度中に、類似案件の有無を確認する「調査表」及び「管理記録表」の様式を整備した。 また、令和4年度から、水再生センターの要望による調査委託等を発注する場合は、類似案件の有無を把握するよう体制を整えた。なお、現時刻で類似案件の同時発注実績はない。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-1 (302)	TGSにおける適正利潤の在り方について	TGSの利益の源泉は、開発技術に付随する特許権等の実施料収入等もあるが、主として、下水道利用者が受益の対価として負担した下水道料金である。TGSに過大な利益剰余金が存在することではなく、下水道サービスを提供することに伴い発生するコスト以上に、下水道利用者が下水道料金として負担をしていることを意味している。受益以上への負担により発生している利益剰余金は、中長期的に下水道サービスの維持のために必要か否か、現在世代が受益以上の下水道料金を負担することの是非が、厳格に問われるべきことになる。 したがって、TGSの利益は都民による下水道料金としての受益者負担を源泉として発生していることを明確に認識した上で、適正利潤の在り方を検討されたい。	TGSでは、令和7年度までの現経営戦略アクションプラン期間中は、課題解決や将来の発展につながる取組を進めるための技術開発などを、将来自向した活用を行うため、目標として売上高経常利益率2%を設定しており、その妥当性について、外部有識者を含めた検討委員会で議論した。 検討委員会としては、他の企業の売上高経常利益率よりも低い水準である点は妥当としつつ、引き続き、経営状況の厳格な管理と検証を常に実施するべきである。 委員会報告書の内容を踏まえ、局とTGSで実施している令和5年6月の東京下水道グループ経営戦略会議において、受託事業・自主事業ごとのセグメント別事業収支の推移等の指標を新たに共有するなどの体制を構築した。また、TGSの取締役会においても、適正利潤の議論に加え、事業別収支の対前年度比などを四半期ごとに共有することにより、経営状況を管理している。	改善済
意見	4-1 (308)	TGSにおける利益剰余金の発生構造の明確化とその対応について	現状におけるTGSの縦横利益剰余金残高は適切とは考えにくい。例えば、今後、都との契約金額を、TGSにおいて効率化された原価ベースへの移行といった形で見直すなど、利益が発生するプロセスやその構造改革等を、都とTGSを一体的にとらえた上で、根本的に分析する必要がある。 拡大してきたTGSの縦横利益剰余金の適正水准を、今後どのように考えるべきかについて、都との関係、下請業者との関係、公益企業としての位置付けなどで、総合的かつ根本的な財務構造の検討をすべく、法務や財務等の専門的知識を有する外部有識者を交えた検討委員会などで、利益剰余金の今後の在り方に係る根本的な考え方の整理、基本方針、様々な観点からの具体的削減方策及びそのスケジュール等を検討されたい。	令和4年6月にシンクタンクなどを活用した基礎調査を実施し、令和4年8月に利益剰余金に関する有識者検討委員会を設置した。4回の検討委員会を経て、令和5年3月、有識者検討委員会の意見を報告書として取りまとめた。 検討委員会での議論を踏まえ、社内において、縦横利益剰余金70億円の具体的な活用計画案を作成するとともに、縦横利益剰余金の使途明確化を図るために、「事業成長積立金」と「社会貢献積立金」の2つの目的積立金を積み立て方針を取扱った。 令和6年6月、東京下水道グループ経営戦略会議で、活用計画案と目的積立金の方針について意見交換を行い、同月に実施した取締役会で縦横利益剰余金に関する活用計画を決議し、株主総会にて、縦横利益剰余金について、2つの目的積立金として積み立てることを決議した。 決議に基づき、令和5年度から、縦横利益剰余金に関する活用計画の執行を開始しており、執行状況について、役員と所属部を交えた会議を定期的に開催することで進捗を管理している。 今後は、東京下水道グループ経営戦略会議で経過報告するとともに、年度ごとの活用計画の執行状況について、決算報告時に詳細を報告する。さらに、活用計画の事項についても、経営戦略アクションプランの改定に合わせて見直しを行っていく。	改善済
意見	4-2 (308)	都民への貢献のための縦横利益剰余金残高の活用について	TGSで生じた縦横利益剰余金は、主として都民の下水道料金としての受益者負担を源泉とするものであり、都民への貢献のために活用することが合理的である。 これまでも、TGSでは、技術開発によって下水道事業全体の事業費の削減等に取り組んでいる。例えば、開発技術の一つであるSPR工法によって、昭和6年から令和2年3月までの期間において、区部で、2,100億円程度の事業費削減効果を試算している。 今後も、TGSは、都と連携しつつ、縦横利益剰余金を都民への貢献のために活用していく視点を十分に考慮の上、縦横利益剰余金残高の在り方等を検討されたい。	利益剰余金に関する有識者検討委員会では、TGSは、政策連携団体として、東京都の下水道事業を持続的に実施していく必要があり、これまでの事業により得られた利益剰余金は、今後の安定的な事業運営や新たな成長に資する活用することとされた。 TGSの事業内容や政策連携団体としての位置付けを踏まえ、「業務支援・技術継承・生産性の向上など、TGSの安定的な事業運営や更なる成長に資する活用」と「環境・社会の課題解決に貢献する活用」の2つの方向性に活用することとした。 令和5年6月、東京下水道グループ経営戦略会議での意見交換を行い、同月に実施した取締役会で、縦横利益剰余金に関する活用計画を決議し、あわせて、年度当初に策定した事業計画に活用計画の計画額を反映させて、改めて決議した。 また、株主総会にて、縦横利益剰余金として積み立てることを決議した。 決議に基づき、縦横利益剰余金に関する活用計画を執行していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (309)	適正な利益管理の在り方について	<p>今後5年間の「経営戦略アクションプラン2021」はあるが、アクションプランは実際の財源について、その計画的な裏付けとなる5年間の損益計画、資金計画、投資計画、人員計画などが策定されていない。また、このような経営管理の在り方が、過大な内部留保につながる逸出になっている可能性もある。</p> <p>TGSの業務は、経営環境の変化に応じてドレステイクに事業ドメインが変化するような業態ではなく、事業構造等の複雑性の度合は相対的に低いと考えられる。そのため、①下水道事業の一翼を担う公益性を有する企業の意義を十分に勘案し、計画的な裏付けのある中期経営計画を策定すること、②計画的な裏付けのある中期経営計画を経営戦略アクションプランと連動させること、③中期経営計画の損益構造等に大きな影響を及ぼすような事象の発生が予測された場合には、中期経営計画の改定を実施することなどにより、適正な利益管理を実施するよう検討されたい。</p>	<p>令和4年度末に、令和7年度までの予想損益計算書、予想貸借対照表等を含む中期財務計画を策定した。中期財務計画の策定に当たっては、令和4年度以前の実績値及び令和5年度の事業計画値をベースとして、社員区分等の条件を設定するとともに、東京都人事委員会勧告なども考慮した上で、売上高及び費用を推計した。</p> <p>今後は、毎年度、最新の投資計画（活用計画）や人員計画を更新しつつ、執行見込みや実績値を加味して請条件の妥当性を継続的に検証していくことで、より精度の高い計画に適宜更新する。</p>	改善済
意見	4-4 (310)	適正な原価管理の在り方について	<p>TGSでは、事業別原価管理を予算管理及び受託契約価格の算定のために利用している。</p> <p>しかし、事業別原価管理には、原価の効率化（業務の効率化）という目的があり、TGSではそのための管理の仕組みが整備されていない。このような原価の効率化（業務の効率化）の目的のためにも、事業別原価管理を利用する仕組みを構築されたい。</p> <p>このような原価の効率化は、日常的な業務管理としての経常的な意思決定レベルでの範囲にあるものであるが、それらが整備・運用された後には、経営的基本計画を設定するに当たり必要な原価情報を提供するという目的も含めた原価管理の在り方を検討されたい。</p>	<p>令和3年11月から、取締役会及び拡大役員会等で事業別原価情報を共有する取組を継続して行っており、報告資料における費用や事業分野の明細を表記することに努めてきた。</p> <p>費用に関しては、直接費と間接費を分け表記した上で、間接費に関しては、更に本社経費と一般管理費で分けた表記をしている。また、事業区分については、主要な分野として報告していたものを、分野ごとに細分化して計29項目の業務単位での報告形式に改めている。</p> <p>こうした原価管理に関する取組を続けてきた結果、一般管理費について再検討する必要性が生じた。そのため、他社事例をヒアリングするなどして、原価管理の在り方について検証を行っている。</p> <p>引き続き、取締役会などで原価情報の共有を継続していくとともに、原価情報を活用した業務の見直しに取り組む。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	4-2 (312)	有形固定資産の管理について	<p>現物確認を行った5件の固定資産のうち、3件について問題が見られた。</p> <p>5件中3件に問題が見られたということは、有形固定資産の管理そのものに問題があると推測される。今後、問題点を洗い出した上で、管理を徹底されたい。</p> <p>また、映像資料（会社案内・事業概要）（資産コード22固工020-千1）について、既に発表しているため現物が確認できなかった。</p> <p>廃棄した場合、早急に「固定資産除却等報告書」の提出が必要である。</p> <p>次に、伏せし管より内調査及び清掃装置（資産コード25固工065-千1）について、他の共同研究者のところに預けてあり、現物を確認できなかった。他者に預けた場合、速やかに「固定資産除却等報告書」の提出が必要である。また、現行の「固定資産実態調査」依頼表では、共同研究用のための資産に係る実在報告の有無の記載欄がないので、記載欄の追加をするべきである。</p> <p>最後に、通話記録装置（資産コード26固工41-千1）について、現物に固定資産シールが貼付されていなかった。資産シールは、固定資産台帳上に記載されているものの現物を特定する手掛かりであり、必ず貼付しておくべきである。</p>	<p>除去済であった映像資料は、令和3年12月28日に除却処理を行い、共同研究の相手方に預けていた「伏せし管より内調査及び清掃装置」は、令和3年12月24日に異動処理を行った。通話記録装置には、固定資産シールを貼付済である。</p> <p>令和3年11月に、固定資産シールの貼付、固定資産番号の記載ミス防止について、再度徹底を図るよう社内に周知し、固定資産実態調査の調査票に特記事項として、共同研究の相手方に資産を預けている場合は、相手先名と住所を記載する旨を追記した。</p> <p>令和4年6月に、固定資産の適切な管理について社内通知を行ったほか、実態調査として、全部署を対象に固定資産の調査を行った。</p> <p>令和4年10月から11月に業務監査を実施し、対象部署の固定資産について確認を行った。</p> <p>今後も、毎年度、固定資産の実態調査を実施するとともに、定期的に確認を実施し、再発防止に努める。</p>	改善済
意見	4-5 (315)	現金の保有残高について	<p>TGS本社での現金残高は、令和3年3月31日時点3,465,503円、監査時点2,701,939円となっている。毎月の支出状況を見ると、現状の現金残高は現金保有としては明らかに多い。</p> <p>来店予約、払戻回数の増加等の業務負担はあるが、現金保有によるリスクも生じることから、現状の支出状況を勘案して、適正な現金残高を検討されたい。</p> <p>なお、現状、現金の支出としている管外出張の旅費は、一般的には小口現金の支出には当たらない。出張に関する統制を徹底する意味においても、本当に緊急を要する出張以外は、一定期間前までに出張及び必要とする現金に関して報告するなどの規則を決めた上で、その運用を徹底されたい。また、将来的には、管外出張の旅費に関して現金渡しのリスクを考慮して、振込等の別の方法での運用を検討されたい。</p>	<p>主な現金支出であった管外出張について、早期の予定把握と口座振込による支給を徹底することで、必要最低限の保有残高となるようしている（令和4年度末で約80万円を現金で保有）。</p> <p>また、管外出張旅費の支払方法について課題の抽出を行い、口座振込等での支払に向けた事務取扱要綱を作成した。令和5年2月に、各所属へ取扱いについての説明を実施の上、令和5年4月から要綱を運用しており、令和5年度においては、1件を除いて全ての管外出張について、口座振込による支払で対応できているため、引き続き要綱の運用を徹底する。</p> <p>また、管外出張旅費を原則口座振込としたことを踏まえ、改めて現状の支出状況を勘査し、TGS本社における適正な現金残高及び保有について、一定の基準等の検討を行っていく。</p>	改善中、一部改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-6 (315)	コーポレートカードの利用について	各事業所等で発生する少額かつ緊急を要する物件の購入等に係る諸経費については、令和4年1月1日から、希望に応じてコーポレートカードの発行を認め、キャッシュレス決済が可能な場合にはコーポレートカードで支払うことも可能となる。 TGSとしては、コーポレートカードのリスクを考慮して、限度額の制限や注意事項や使用後の処理方法、紛失時の対応などを含めた運用マニュアルを作成して、利用対象事業所にて説明会を行い(令和3年9月28日)、不正利用等に備えるため、利用限度額をカード1枚当たり15万円としている。 コーポレートカードの活用の前に、上記を踏まえながら、不正利用等の事例及び対策を検討の上、利用に関する運用を徹底されたい。	令和4年4月、社内の庶務事務説明会時に、コーポレートカードの利用方法、注意点について周知を行った。 また、コーポレートカードの管理状況等については、コンプライアンス推進室が令和4年10月から11月に実施した業務監査時に確認を行った。周知・確認の徹底により、道路使用許可の支払や駐車場使用の支払等、カード利用が可能な場合には全てコーポレートカードの支払としている。 令和6年度以降も、年度当初に、注意事項を含む説明会を実施するとともに、定期的に確認を実施していく。	改善済
意見	4-7 (318)	東京都による主導的なガバナンスについて	TGSとの業務上の取引関係を有する都や設備協などの利害関係者が、主要株主となっている。また、ガバナンス機能の強化策として、独立社外取締役及び監査役の選任、取締役会のチェック機能の強化、設備協や会員企業との取引の開示の検討などがなされている。さらに、令和元年度から実施している、都とTGSの意見交換の会議体である「東京下水道グループ経営戦略会議」においても、ガバナンス機能の強化へ向けた仕組みの整備は一定程度進展しているが、ガバナンス機能を強化することの最終的な目的は、組織における経営資源の有効活用による企業価値の向上にある。これらの各種の仕組みが、このような目的を実現すべく、今後とも継続的かつ実質的に機能しているかについて、政策連携団体を監督する責任を有する都として、定期的に検証・評価されたい。	令和4年2月に、TGSにおいてコーポレートガバナンス基本方針を策定し、取締役会にて、主要な特定案件の履行状況をチェックし、公表した。 同年6月の東京下水道グループ経営戦略会議にて、コーポレートガバナンス基本方針の策定、取締役会の機能強化、民間人材の活用などの取組について、報告を受けた。 今後も、東京下水道グループ経営戦略会議などを活用し、ガバナンス強化の取組が機能しているかを検証・評価していく。	改善済
意見	4-8 (320)	社外取締役等によるガバナンスの有効性の向上について	TGSでは、取締役会は毎月開催されていないため、年間開催回数は、通常の株式会社と比較すると相対的に少ない状況である。非常勤の社外取締役等の出席回数が、ガバナンスの強化と必ずしも連動するものではないが、少なくとも、非常勤の社外取締役等が会社のガバナンス機能を果たす場としての取締役会は極めて重要であり、その出席率は可能な限り100%に近いことが望ましい。 また、監査役2名は非常勤であることから、独立監査人と監査役との間でどのような役割分担をしていくのか、監査役の法的責任と独立監査人の責任との明確性などをどのように整理するのか、監査役の監査報告書への記載内容などを検討する必要もある。 取締役会の開催頻度の増加、社外取締役等の数の増加及び多様な職能保持者の社外取締役への就任などによるガバナンス機能の強化を有効なものとするためには、取締役会での活発な議論が進められるよう、その前提となる出席率の維持に努められたい。	取締役会の出席率維持については、非常勤の社外取締役等と、取締役会の日程調整を早めに行うこと、令和4年度に開催した計7回全てにおいて、全員出席での開催とした。今後も引き続き、全員出席の体制維持に努めていく。 決算報告については、計算書類以外の事業報告や取締役の執行状況も含めて監査する監査役2名が署名した監査報告書を作成している。計算書類は、独立監査人と連携して監査を実施しており、株主総会報告の場において、監査役から口頭により、独立監査人の監査報告を適切に受け監査を行った旨、株主へ報告している。 今後も、独立監査人の監査報告を適切に受けた上で、監査役に適切に監査を実施してもらう。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-9 (320)	会社の意思決定機関の強化等について	TGSでは、「関連当事者間取引の監督」については、主に、主要株主(議決権10%以上保有)と会社との取引を対象に、取引の必要性(選定理由)、決定方法の妥当性(設計額、入札等の手続)を経理部門で事前に確認し、重要な取引については取締役会に報告し、適切に監督することを規定している。また、「取締役会の実効性の分析評価」については、一般的に多くの企業で行っている手法を参考に、個々の取締役に対してアンケート調査を実施するなどを想定している。 現状、想定している取締役会の強化策の実施には、TGS内部における事務手続、実施方法、取締役会での議論の方法など、実効性の機能するまで、かなりの時間と工夫が必要になることが想定される。そのため、場合によっては、外部専門家の知識を活用するなど、慎重かつ可能な限り迅速に実施していくことを検討されてい。 また、役員会、経営会議及び取締役会について、適切かつ有効な経営上の意思決定ができるよう、意思決定機能の相互通じや役割及び機能分担などを明確に認識した上で、各会議で議論すべき議題や会議参加者の区分など、各会議の運営趣旨や運営方法を検討されたい。	関連当事者間の取引の確認等については、取締役や監査役と取引の必要性・決定方法の妥当性について意見交換を行った上で、令和4年2月の取締役会において令和2年度分を決議し、ホームページに公表しており、以降も同様の対応を行っている。 取締役会の実効性評価の方法や内容等については、取締役や監査役と意見交換を行った上で、令和4年12月の取締役会にて決議し、その決議に基づいて実施した実効性評価の結果については、適切に取締役会の実効性が保たれていることを、令和5年2月の取締役会にて報告済である。 取締役会の実効性評価の方法や内容等については、取締役や監査役と意見交換を行った上で、令和4年12月の取締役会にて決議し、その決議に基づいて実施した実効性評価の結果については、適切に取締役会の実効性が保たれていることを、令和5年2月の取締役会にて報告済である。 評価は、取締役会に関して「運営」「付議事項」「情報提供」の3つの観点から設定した設問への回答と自由意見を述べて評価してもらう方法で、自由意見に対しては、令和4年11月の取締役会において対応方針を回答した。今後も同様の方法により、毎年度1~2月頃に実効性評価を実施し、その後の取締役会で評価結果について報告する。 また、令和3年10月に「東京都下水道サービス株式会社における会議体の設置に関する要綱」を制定することで各会議の役割を整理し、各会議の目的に沿った運営を行っている。	改善済
意見	4-10 (322)	取締役会規程の見直しについて	TGSにおいては、例えば資本管理要綱によると、多額の資金運用対象の決定も社長決裁のみで完結してしまっており、資金運用先の解約のみが取締役会での決議事項とされている。また、本要綱の改廃についても、取締役会の決議事項とされていない。 取締役会における決議事項は、会社の運営に係るガバナンスの中心となるものであり、取締役会規程が、現状のTGSの経営の実情を反映したものであるか否か、また、TGSのガバナンスに有効に機能しているかを再度検討した上で、取締役会規程を見直されたい。	令和4年8月に、取締役会規則の改正案、資金管理要綱の取扱いについて、顧問弁護士と相談するとともに、取締役、監査役と意見交換を行った。 その後、令和4年12月に、債券の売却等についても取締役会の決議事項となるよう、資金管理要綱を改正するとともに、同月の取締役会で取締役会規則を改正した。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-11 (325)	内部統制の適切な整備及び運用へ向けた対応について	<p>まず、内部統制体制の構築の目的には、「業務の適正な実施」という側面はあるが、「業務の効率性の確保」という側面もあるので、このような観点を踏まえた体制の構築を検討されたい。また、現状では事故防止委員会及びコンプライアンス委員会を設置しているが、内部統制を実施する責任を明確にする必要があるため、これらの委員会に加え、内部統制委員会を設置（内部統制責任者の設置を含む。）して、体系的に内部統制を構築し運用していくような責任体制を明確にされたい。</p> <p>次に、現状では、コンプライアンス等に関する社内研修は実施しているが、内部統制に係る社内研修の実績はない状況であり、内部統制の実効性の確保の観点から、コンプライアンス等に関する社内研修の実施と同時に、内部統制に関する社内研修を実施されたい。</p> <p>なお、内部統制の基本的要素には、「統制環境」、「リスクの評価」と「対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」、「ITへの対応」がある。TGSでは、現状でも適切に業務は実施されているが、上記の内部統制体制の整備や研修の実施によって、TGSにおける内部統制に対する全般的な意識が醸成され定着した後に、例えは、毎年度一つあるいは複数の業務プロセスを取り上げて、内部統制の基本的な要素を踏まえた業務実務手順等の再整理及び改善を、段階的に実施していくことを検討されたい。</p>	<p>業務の効率性の確保に関する観点も含め、内部統制の体制強化の方針について、取締役・監査役、顧問弁護士に内容を説明し、意見交換を行った。内部統制を推進する体制を整備し、段階的に業務の再整理・改善を実施していくため、令和4年10月の取締役会にて、内部統制責任者の設置を含む内部統制システムの体制図について整理・決議した。また、体制整備及び内部統制に関する意識醸成のため、令和4年11月に、内部統制・コンプライアンスに関する管理職向け社内研修を実施し、令和5年3月には、内部統制責任者等設置要綱の制定と内部統制責任者の設置を行った。</p> <p>令和5年5月からは、内部統制の運用として、社内外におけるリスクの洗い出しと分析・評価を進めて検討を行っている。</p> <p>引き続き、コンプライアンス研修に合わせて内部統制に関する研修の実施を検討するなど、内部統制に対する意識の醸成・定着に向けて取り組みつつ、内部統制の基本的要素を踏まえた業務の再整理及び改善を目指していく。</p>	改善中
意見	4-12 (327)	競争契約への移行について	<p>契約事務規程では、TGSの契約は原則として競争契約によることで、しかしながら、実際には、令和2年度の競争契約は、金額ベースで約3.6%、件数ベースで57.1%であり、残りは競争契約とはなっていない。また、この競争契約以外の多くを占めているのが特定契約である。</p> <p>特定契約は過当な相手先が1者しか見出せないと判断した場合であり、TGSが、常に適切な判断ができるかといった問題がある。原則は競争契約としている以上、今後、特定契約から競争契約へ移行できる契約は、できる限り移行への努力を行われたい。</p> <p>なお、特定契約から競争契約への移行の方法としては、従来行っていた特定契約を、競争入札、コンペ、プロポーザル方式（企画競争）に移行することが原則となる。そのほか、公募型随意契約方式を行うことにより、競争契約へ移行することも可能である。</p> <p>TGSにおいては、公募型随意契約の検討も含め、競争契約の検討を進められたい。</p>	<p>令和4年度の指名委員会において、競争契約へ移行できる案件については、妥当性の判断を行った上で、競争契約へ移行した。</p> <p>TGSの事業は、複雑で専門性の高い作業を総合的に請け負っているものが多く、競争契約を原則としつつも、製造・設置業者固有の技術と高度な知識等が必要な業務など、一定数を特定契約としている。</p> <p>そのため、特定契約とする際には、その理由等について指名委員会で妥当性の判断を行っているほか、ホームページで契約状況や選定理由を公開するなど、透明性の確保に努めている。</p> <p>なお、公募型随意契約の導入に関しては、現時点では制度の趣旨に合致する事業がないが、将来的に導入可能性のある事業が生じた際には、改めて検討を行う。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-13 (328)	前渡金処理業務委託の競争契約への移行等について	<p>TGSは、令和4年1月以降、各事業所等での経費支払について、コーポレートカードによるキャッシュレス決済と、従来どおりの前渡金による支払を併用するとしている。コーポレートカード使用簿と現金管理簿の2つの帳簿による管理となる。</p> <p>業務内容については、ある程度、会計、経理に関する知識、経験があれば、対応可能な業務であることから、本業務については、将来的に競争契約への移行等を検討されたい。</p>	<p>前渡金処理業務委託を継続する場合と経費精算システムを利用する場合とを比較検討した結果、費用面で有利であったため、従前の契約が令和3年12月末まで満了した後、令和4年1月からは、従来の前渡金での支払に代わりコーポレートカードと小口現金を併用とすることとし、コーポレートカード利用分については、経費精算システムを導入して事務処理を行い、内製化できる体制を整えた。</p> <p>引き続き、経費精算を適切に処理するための体制を維持していく。</p>	改善済
意見	4-14 (329)	業務別原価管理のための会計システムの利用について	<p>業務別原価管理のための経理事務は、現状、手作業による追加処理により集計が行われているが、現行会計システムは、部門管理用コードの追加等も可能である。</p> <p>現次第、担当者個人の力量に委ねられている状況は好ましくないため、経理システムを活用されたい。なお、業務効率が著しく落ちるなど、会計システムの活用が困難な場合には、手作業の手順を明瞭に記載した手順書の整備を行われたい。</p>	<p>業務別原価管理のための会計システムの活用検討の結果、業務実態に応じた費用の割り振り等はシステムのみでの処理では完結せず、最終的にはエクセル処理との併用となってしまうため、業務効率化には寄与しないと判断した。</p> <p>今後、ソフトの機能拡充等で業務効率化が見込める場合には、改めて検討する。</p> <p>また、令和4年度決算作業時に活用できるよう、令和3年度に作成した担当者のマニュアルのマッシュアップを図り、それを担当間で共有・活用している。</p> <p>今後は、作成したマニュアルに適宜加筆し、作業手順の更なる明瞭化を図る。</p>	改善済
意見	4-15 (330)	交際費の予算額の減額について	<p>交際費は、「法人が、その得意先、仕入先その他の事業に關係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをおられます。」（国税庁ホームページ）とされていることから、TGSの事業活動を行う上で必要となる支出は、今後も限定的であると考えられる。年間予算は8,000千円としているが、令和2年度の実績額は601千円であり、制度趣旨からも、予算額が大きすぎると考えられるため、適切な額まで引き下げられたい。</p>	<p>交際費は、事業を円滑に推進し、会社の発展と健全な運営のために必要な取引先等との交際に要する経費として支出しており、今後も同様に取り扱ってまいります。</p> <p>今回の意見を受けて、令和4年度及び5年度の年間予算は5,000千円に見直しており、今後も引き続き、年間の使用状況と乖離がないよう、適切な予算額としていく。</p>	改善済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年工事監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月12日

東京都監査委員 鈴木 章 浩	東京都監査委員 小山 くにひこ
東京都監査委員 茂垣 之 雄	東京都監査委員 松本 正一郎
東京都監査委員 後藤 靖子	東京都監査委員 後藤 靖子

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により、毎年行う監査である。都が実施した工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

契約金額が100万円以上で、令和4年度に都が締結した工事等を中心に対象とした。このうち、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3か年以上の工事等は、大規模工事等監査の対象とした。

3 監査の期間

令和5年1月10日から令和6年1月11日まで
局への実地監査期間は、別表3のとおりである。

4 監査実施状況

対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉局（旧福祉保健局）、保健医療局（旧福祉保健局）、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計19局並びに島しょ関係部局（大島支庁管内・八丈支庁管内）である。

監査は、2兆5,164億余円（1万6,956件）の工事等を対象として、効果的、効率的な監査を実施する観点から、過去の指摘等の結果を踏まえたリスクや潜在的なりスクを抱える以下の工事を中心に、9,615億余円（1,582件）の工事等を抽出して実施した（実施金額率：38.2%、実施件数率：9.3%）。

- ・ 契約金額が大きい工事
- ・ 大規模な改修（解体）工事
- ・ 設計変更を実施した工事
- ・ 落札率が極端に低い又は高い工事
- ・ 契約不調後、再起工した工事
- ・ 特命随意契約工事

- 同一局内で同じ工種内容で発注されている複数の工事
- 複数の局で同じ工種内容が発注されている工事

なお、工事監査実施一覧は、別表3のとおりであり、大規模工事等監査実施一覧は、別表4のとおりである。

5 監査の着眼点

本監査では、適正性、安全性などの合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点を重視し、各局の事業の特性を踏まえ、全局横断的に監査を行った。

(1) 工事監査

計画・設計・積算、施工、維持管理・その他の三つの分野ごとに、次のとおり着眼点を設定した。

① 計画・設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。イ 法令、基準等に基づき、適正かつ合理的及び経済的に行われているか。

ウ 設計は、安全面、使いやすさ、維持管理のしやすさに配慮されているか。

エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか。

オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。

② 施工

ア 設計図書に基づき適切に行われているか。

イ 設計変更協議等は、適時適切に行われているか。

ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。

エ 材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか。

オ 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

③ 維持管理・その他

ア 施設の維持管理は、適切に行われているか。

イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか。

ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。

エ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第18号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づく取組は、適正に行われているか。

(2) 大規模工事等監査

事業計画との整合性の確認などをを行う大規模工事等監査においては、前述の(1)に加え、次のとおり着眼点を設定した。

① 事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか。

② 事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているか。

6 重点監査事項 「施工条件」

首都東京の持続的発展を支え、都民の生活や産業の基盤となるインフラは、様々な行政サービスを提供する拠点として、生活を豊かにし、経済活動を活性化させる貴重な財産である。

一方、令和2年以降のコロナ禍での設計・工事においては、対面での会議や現場へ赴く頻度が依然として高くないことから、設計や施工の条件に関する整理・把握・確認に加え、現場での調査・立会いなどが不十分となる可能性がある。

工事監査では、令和3年から「工事の有効性」の観点を重要視した工事監査を行っているが、主としてコロナ禍の令和3、4年の工事を対象とする令和5年の工事監査についても、引き続き工事の有効性の観点から、特に施工段階における「施工条件」に着目し、所期の目的を達成し効果を發揮する工事となっているか、各局を統一的、横断的に検証した。

重点監査事項における主な着眼点は、次の①から③までのとおりである。

① 工事前（工事変更前）において、設計条件が把握・確認された上で、図面や特記仕様書等の設計図書や基準類、現場状況等に基づいた具体的な工法などの施工条件が設定（変更）され、施工計画書等が適正・適切な内容となっているか。

② 工事目的物が所定の性能を確保できるよう、設計図書や施工計画書等に従い、施工が適正・適切に行われているか。

③ 現場の安全や周辺の生活環境等に配慮した対策などの施工条件が設定され、施工が適正・適切に行われているか。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1及び表2のとおり、12局に対し、24件の指摘、3件の意見・要望を行った。大規模工事等については、不適切な事例は見受けられなかった。

指摘事項等の一覧は別表1及び別表2のとおりである。

指摘金額^(注)は、8,557万余円であり、不必要的支出に直結したもののは、1,781万余円である。

また、重点監査事項に関しては、表3のとおりである。

(注) 指摘金額とは、予定価格及び変更契約額の違算額や、必要な手続が適切な時期に行われなかつたために生じた工事中止に要した費用などを集計したものである。

(表1) 指摘事項、意見・要望事項等の局別件数

No.	局	指摘	意見・要望			合計	うち重点監査事項	主な指摘事項等(※は意見・要望事項)				
			設計	積算	施工							
1	総務局			0		0	0	受水槽の耐震設計を適正に行うべきもの				
2	財務局			0		0	0	※指針等と異なる設計を行う場合の検証について				
3	主税局			0		0	0	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの				
4	生活文化スポーツ局			0	1	1	1	林道工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの				
5	都市整備局			0		0	0	鉄筋組立ての施工管理を適切に行うべきもの				
6	住宅政策本部			0		0	0	施工条件に基づく計画書の作成及び変更手続				
7	環境局		1		1	1	1	協議を適切に行うべきもの				
8	福祉局(旧福祉保健局)			1	1	0	0	地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うべきもの				
9	保健医療局(旧福祉保健局)			0		0	0					
10	産業労働局		1	1	2	2	2					
11	中央卸売市場		2		2	0	2					
12	建設局	1	4	1	6	0	6	1				
13	港湾局		2		2	1	3					
14	東京消防庁	1		1	2	0	2	1				
15	交通局		1		1	0	1					
16	水道局			1	1	1	3	1				
17	下水道局			2	2	0	4	1				
18	教育庁	1		1	0	0	1					
19	警視庁			0		0	0					
	島しょ			0		0	0					
	合計		2	14	3	5	24	1	2	3	27	6

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の区別件数

項目	区分	指摘 意見・ 要望	合計	うち重点監査事項	主な指摘事項等(※は意見・要望事項)
設計	条件明示等	1	1	1	受水槽の耐震設計を適正に行うべきもの
工法等の選定	1	1	2	2	※指針等と異なる設計を行う場合の検証について
積算	単価設定	6	2	8	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの
	諸経費等	8	8	8	林道工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの
施工	施工管理	2	2	2	施工管理を適切に行うべきもの
	変更手続	1	1	1	協議を適切に行うべきもの
その他	設計・施工ほか	5	5	3	地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うべきもの
	合計	24	3	27	6

(表3) 重点監査事項における指摘状況

着眼点	件数	主な指摘事項等
① 工事前（工事変更前）において、設計条件が把握・確認された上で、図面や特記仕様書等の設計図書や基準類、現場状況等に基づいた具体的な工法などの施工条件が設定（変更）され、施工計画書等が適正・適切な内容となっているか。	4	施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行うべきもの
② 工事目的物が所定の性能を確保できるよう、設計図書や施工計画書等に従い、施工が適正・適切に行われているか。	1	起工前の関係法令に関する手続及び設計条件の設定を適正に行うべきもの
③ 現場の安全や周辺の生活環境等に配慮した対策などの施工条件が設定され、施工が適正・適切に行われているか。	1	鉄筋組立ての施工管理を適切に行うべきもの
	合 計	6

2 主な指摘事項

【設計】

上層階に設置する受水槽の耐震設計に用いた数値が、設計標準に適合していないかった。

東京消防庁

東京消防庁は、消防署出張所庁舎の改築に伴い給排水衛生設備の工事を行っている。

東京消防庁庁舎等設計標準では、庁舎用の受水槽を含む給排水設備は、防災機関として重要設備とされていることから、建物の上層階の受水槽について耐震設計に用いる設計用水平震度（注）は2.0と定められている。しかしながら、受水槽の設計図書では、一般的な受水槽に用いられる設計用水平震度1.5で耐震設計を行っていた。

そこで、庁に対し受水槽の耐震設計を適正に行うよう求めた。

(注) 設計用水平震度
設計に用いる地震の強さを表す係数で、設備機器を設置する地域や階層の影響を考慮したもの

【積算】

積算において、見積書に明示された現場労働者の社会保険等に係る経費を計上していないかった。

中央卸売市場

中央卸売市場は、大田市場青果棟の屋上防水改修を行っている。

このうち、見積書による防水工事費の単価設定を確認したところ、見積書には、現場労働者に関する法定福利費（注）の内訳明示や下請経費の計上がされているにもかかわらず、その額を含めて単価を設定していないため、予定価格の積算において、約1,448万円が過少なものとなっていた。

適正な予定価格の算定及び建設業における扱い手の確保・育成のためにも、法定福利費や下請経費などの必要経費を含めて積算を行う必要がある。そこで、市場に対し、現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うよう求めた。

【積算】

林道工事の諸経費の積算において、不必要的割増補正を行っていた。

産業労働局

産業労働局は、林道の災害復旧工事を行っている。

このうち、予定価格の積算について共通仮設費（注1）及び現場管理費（注2）を見ると、施工地域が市街地に該当していないにもかかわらず、市街地として割増補正を行い算定している。

このため、予定価格の積算において、約365万円が過大なものとなっている。

そこで、局に対し、林道工事における諸経費の積算を適正に行うよう求めた。

(注1) 共通仮設費

工事の施工に当たって、工事目的物の施工に間接的に係る費用

(注2) 現場管理費

工事の施工に当たって、工事現場を管理運営するために必要な費用

(注) 現場労働者に関する法定福利費
法定の現場労働者に関する社会保険料のうち事業者負担分をいう。

【積算】

材料費などに所定の率を乗じて算出する経費において、対象外とすべき大型標識柱の材料費を対象としていた。

建設局

建設局は、道路トンネル及びトンネル出入口部等の整備を行っている。局積算基準（共通編Ⅰ）では、大型標識柱（注）の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めないことと定めている。しかしながら、変更設計書の共通仮設費及び現場管理費の算定について見ると、率計算の対象額に大型標識柱の材料費を含めて算定を行っていた。このため、変更契約額の算出において約903万円が過大であり、不経済支出となっている。

そこで、局に対し、大型標識柱を含む工事の諸経費の積算を適正に行うよう求めた。

（注）大型標識柱
道路標識の柱のうち、門型やFの字型をした標識柱のこと。

【その他（設計・施工）】

地下構造物の解体工事において、安全対策が適切に行われていない設計及び施工となっていた。

※重点監査事項

福祉局

福祉局は、地下部分を含めた旧疗舍及び地下構造物である浄化槽の解体工事を行っている。

地下構造物の撤去に当たっては、撤去に伴う地盤の崩壊を防ぐよう、山留め（注）や周囲への安定した斜面の設置などの安全対策を施す必要がある。

① 設計段階においては、土質などの調査を行った上、地下構造物の安全な解体方法等を検討すべきところ、調査、検討を行っていないかった。また、設計段階における調査が困難な場合には、受注者が検討できるよう、土質調査等の実施を設計図書に明示すべきであったが、これも行っていなかった。

② 地盤の崩落等による危害を防止するために必要な措置が具体的に施工計画書に記載されていなかった。また、施工状況に関する工事記録写真も残っておらず、実際の施工がどのように行われたか、客観的に確認できない状況であった。

そこで、局に対し、地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うように求めた。

（注）山留め

地盤が崩れないように鋼板等で土を押さえること。

【その他】

企業者専用橋の耐震補強工事において、工事着手に向けての必要な手続が遅れ、工事を始めることができなかった。

水道局

水道局は、企業者専用橋の耐震補強工事を行っている。耐震補強工事の施工に当たっては、落橋防止装置の新設部分などが道路占用範囲に追加されることから、道路占用(変更)申請が必要となる。

しかしながら、道路占用(変更)申請が適切な時期に行われていなかつたことから、工事着手日までに道路占用(変更)申請の許可が得られず、工事を始めることができなかつた。

仮に、道路占用(変更)申請を適切な時期に行っていいた場合、60日間の工事中止が不要となり、その経費約877万円を削減できた。

そこで、局に対し、道路占用(変更)申請を適切な時期に行うよう求めた。

3 意見・要望事項

【積算】

適用条件が不明確であったことから、局単価表に掲載されている材料単価が使用されなかつた。

港湾局

港湾局は、水門の再整備を行っている。

港湾局が使用する設計単価表には、港湾工事用単価と建設局単価が併記されている場合があり、その場合には、港湾工事用単価を採用することになっている。砂の単価について見ると、港湾工事用単価と建設局単価が併記されていたが、優先すべき港湾工事用単価に工事現場までの運搬費が含まれていなかつたことから、特別調査(注)を用いて工事現場までの運搬費を含めた砂の単価を設定していた。

しかしながら、建設局単価は特別調査の仕様書の条件と一致しており、適用条件が明確であれば、特別調査によらず適切な予定価格の積算ができるものと考えられる。そこで、局に対し、単価表の適用条件が明確となるよう検討を求めた。

(注) 特別調査

局設計単価表に設定がなく、物価資料により難い場合に行う調査機関による取引価格の調査